

平成25年度第3期 政策評価計画（案）

名 称	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
目 的	<p>食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとされているが、近年、国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事といった食生活の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全の確保、さらには家庭における共食機会の減少等様々な問題が指摘されている。</p> <p>このような状況を受け、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育推進会議（会長：内閣総理大臣）は、平成18年3月、「食育推進基本計画」（対象期間：平成18年度から22年度まで）を策定し、国は、同計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。しかし、同計画において設定された数値目標9項目のうち7項目の目標値が達成されていない状況であった。</p> <p>また、平成23年3月には、「第2次食育推進基本計画」（対象期間：平成23年度から27年度まで）が策定され、11項目について定量的な目標値が設定され、引き続き、国において食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。</p> <p>他方、各府省が実施する食育の推進に関する事業の中には、行政事業レビュー等において、廃止や予算要求の縮減といった評価を受けているものがみられる。</p> <p>この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p>
調 査 項 目	1 食育の推進に関する政策の現状 2 食育の推進に関する政策の効果の発現状況
調 査 対 象 機 関	内閣府、消費者庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
関 連 調 査 等 対 象 機 関	都道府県、市町村、関係団体等
調 査 実 施 期 間	平成25年12月～平成27年3月（予定）
担 当 評 価 監 視 官 等	法務・外務・文部科学等担当評価監視官 管区行政評価局等